

「その他の社会内処遇及び中間処遇の在り方」の検討事項

(注) 下記の各制度及び検討事項は、これまでの議論等を踏まえ、当面考えられるものを挙げたものであり、もとより検討の範囲をこれに限る趣旨のものではない。

1 新たな制度導入に当たって考えられる視点

施設内処遇及び社会内処遇をより適切に連携させることを可能とすることにより、犯罪者の再犯防止及び社会復帰を一層促進する。

2 新たな制度として考えられるもの

(1) 中間施設における処遇制度の導入

刑事施設以外の施設である中間施設を設け、受刑者を同所に収容して円滑な社会復帰に向けた処遇を行うもの。

《検討事項》

- ・ 制度導入の必要性（現行制度でも中間的処遇を実施することが可能ではないか等）
 - ・ 中間施設における処遇の具体的在り方
 - ・ 対象者の選定
- など

(2) 必要的仮釈放制度の導入

刑期の一定割合を経過すれば必ず仮釈放の処分をして保護観察に付すもの。

《検討事項》

- ・ 仮釈放制度の趣旨との整合性
 - ・ 再犯の可能性が高い受刑者等、仮釈放になじまない受刑者に仮釈放を認めることの当否
 - ・ 制度導入の必要性（現行法下においても仮釈放を積極的に運用することにより、必要的仮釈放制度を認めるのと同じ目的を達することが可能ではないか等）
 - ・ 判決との整合性（判決で示された刑期を実質的に短縮することにならないか。）
- など

(3) 仮釈放の期間についてのいわゆる考試期間主義の採用

仮釈放の期間を残刑期間とするのではなく、再犯の危険性を標準として仮釈放の期間を定め、その間保護観察に付すもの。

《検討事項》

- ・ 裁判所が裁判で言い渡した刑期を超えて、対象者の自由を制限することと責任主義との整合性
- ・ 仮釈放期間を定める機関やその決定手続等
など

(4) いわゆる分割刑制度の導入

判決において、一定期間の懲役刑又は禁錮刑とその後の一定期間の保護観察の両方を言い渡すことを可能とするもの。

《検討事項》

- ・ 本制度における保護観察の法的性格
- ・ 対象者としてどのような者を想定するか。
- ・ どのような場合に分割刑の言渡しを可能とするか。
- ・ 保護観察における義務違反があった場合の措置の在り方
など

(5) 刑の一部の執行猶予制度の導入

判決において、一定期間の懲役刑又は禁錮刑を言い渡すと同時に、その刑の一部の執行を猶予して保護観察に付すことを可能とするもの。

《検討事項》

- ・ 対象者としてどのような者を想定するか。
- ・ どのような場合に刑の一部の執行猶予を可能とするか。
- ・ 仮釈放制度との関係
など

(6) 刑執行終了者に一定の支援的処遇を受けることを義務付ける制度の導入

刑執行終了者に対し、就労支援制度等の利用など、支援的処遇を受けることを義務付けるもの。

《検討事項》

- ・ 刑執行終了者に一定の措置を義務付けることと責任主義との整合性
- ・ 支援的処遇の具体的在り方
など